

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「法人」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査担当部署（総務部）、業績評価担当部署（戦略企画部）その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、運営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所に関して業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

- 3 法人の役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等についての意見
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書についての意見
事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

以下の項目については、法人として適切に対応していると認める。

- i) 紹与水準の状況
- ii) 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況
- iii) 理事長の報酬水準の妥当性
- iv) 保有資産の見直し

令和4年6月30日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

監事 岩井伸太郎

監事 武見ゆか



別 添

監事意見書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「本研究所」）は、平成27年に 医薬基盤研究所（以下「基盤研」、所在地大阪府）ならびに国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」、所在地東京都）が統合され、2研究所体制で活動している。

本年度は、本研究所の第1期中長期計画の最終年度になるほか、健栄研が令和4年度に大阪・健都（北大阪健康医療都市）に移転する前年度となる。

監査の結果は「監査報告」に記載したが、監査の過程で検出した事項のうち、重要と思われるものを監事意見書としてとりまとめたので以下の通り報告する。

1. 本年度は、昨年度、一昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する数回にわたる国からの緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されたが、本研究所の事業である基盤的技術研究、難病・疾患資源研究、創薬支援研究、医薬品の開発振興業務、国民の健康保持・増進に関する調査研究、健康増進法に基づく法定業務等が確実に進められた。その結果、本研究所全体で多数の研究論文業績とともに、医薬品の開発ならびに健康と栄養に関して国の政策に直結する成果が認められ、年度計画に沿う実績が達成されたことを確認した。

基盤研では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に関する研究を推進し、新規治療薬及びワクチンの開発、感染症研究に必須となる生物資源（疾患モデル動物、培養細胞、靈長類）の提供を継続するとともに、今年度構築・公開した感染者の診療情報データベースを利用し、ICU入院患者の重症度を予測する研究を進め、率先して予防医療の基盤整備に貢献したことを確認した。

健栄研では、本年度の「国民健康・栄養調査」は、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度に続いて中止になったが、身体活動、生活習慣、遺伝的要因と健康との関係性の研究、健康食品の安全性・有効性に関する国民のニーズを踏まえた正確な情報の発信など、国の健康・栄養政策の要請に応じた研究業務が行われた。そして東京栄養サミット2021ではサイドイベント実施、健栄研としてのコミットメントの表明などを通じて日本の栄養政策への関わりを内外に紹介したほか、第10回アジア栄養ネットワークシンポジウムを主催するなど、栄養と身体活動に関するWHO協力センターとして、健康・栄養分野での国際的な活動を積極的に展開したことを確認した。

開発振興に係る業務では、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）のうち5サブテーマで構成される「AIホスピタルによる高度診断・治療システムの開発」の研究管理法人として統括管理業務を担当し、日本医師会と連携して医療用AIプラットフォームの構築・普及・推進を目指して活動を継続した。約40万語の医療用辞書の作成をベースに、セキュリティの高いデータベースの構築、PET検査時のAIロボット導入等の医療現場の負担減に結びつく高度治療システムの提供基盤の研究開

発を本格化させ、最終年度の令和4年度に向けて本プログラムが順調に進展していることが確認できた。

医薬と健康・栄養の融合分野では、令和元年度に設立されたA I 健康・医薬研究センター（ArC H E R）に基盤研と健栄研双方の研究者が参画し、令和3年度にはさらに体制を拡充してヒトのデータを用いた創薬標的分子の探索を実現させる世界最大級のデータベースを構築するなど「新薬創出を加速する人工知能開発」の国内での中核をなす機関として研究が進められていることを確認した。また、本年度は、基盤研の標的分子探索研究と健栄研のコホート研究という双方の強みを生かし、世界最大規模の腸内細菌叢統合データベースの構築とデータ公開が行われたことを確認した。

基盤研は、臨床試料情報による創薬ターゲットの探索、抗体・核酸医薬等の新規モダリティのデザインと創製技術、薬物情報（体内動態、毒性）やA I 用統合創薬情報データベースによる安全性・有効性の予測評価及び創製した医薬品候補の薬効評価に欠かせない生物資源（培養細胞、疾患モデル動物、患者腫瘍組織移植（P D X）動物、霊長類）の供給、という多機能な研究組織を創薬プラットフォームとして有する。また、難治性疾患克服の研究のために、難病創薬情報データベース等の整備を継続し、難病の創薬に係る情報等を提供している。これらの強みを活かし、外部機関との連携のハブ機能として組織の持つ潜在力と優位性を発揮するとともに、今後はさらに多様な外部機関との連携を図り、研究成果を社会実装する先導役としての役割を担ってもらいたい。

健栄研は、長年の生活習慣と健康の調査研究の継続により、食を介した健康の維持増進に関する機能が充実したことをベースにし、自治体とも連携してフレイルの要因分析研究や予防の情報発信を行うなど、健康寿命の延伸と健康格差の縮小という政策目標に向けて着実に活動が進められていることが確認できた。今後は、研究成果を着実に国民の生活に定着させる社会実装研究の推進を期待したい。

これらの成果は、「基盤研における基盤的技術研究」と「健栄研における一連の調査・研究」との間で最適なマッチングを進めることにより、本研究所のみが達成できる新たな研究領域の発掘が可能になると考えられる。この連携をさらに進めるため、本研究所内に令和4年度より新たに「ヘルス・メディカル連携研究センター」が設置されることを確認した。当センターがヘルスとメディカルをつなぐ他の研究機関・企業・自治体等との連携のハブ機能として今後発展していくことを望みたい。

そして本研究所では、本年度これらの研究成果をプレスリリース、記者会見、ホームページ掲載等により積極的に公開して一般紙や業界紙等に当研究所の研究成果が多数掲載されるなど、広報活動の成果があがったことを確認した。

さらに本研究所は、研究評価の改善を求めた一連の勧告である研究評価に関する「D O R A（サンフランシコ研究評価宣言）」に署名し、当研究所の理念やミッションを踏まえ、数量的指標ではなく研究の質によって研究を評価していくというD O R Aの宣言に同意したことを確認した。

また本年度は、本研究所発の2件目のベンチャーとして、バイオマーカー、診断薬、治療薬の開発を中心事業とする「株式会社プロテオバイオロジクス」を認定したことを確認した。

なお中長期計画最終の本年度は、中長期計画期間全般を通した進捗と同様に、計画目標に沿う実績が概ね達成されたことを確認した。また、令和4年4月から令和11年3月に至る7年間の中長期計画に向けた検討・調整を進め、令和4年3月に当該計画が策定されたことを確認した。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、令和3年度の当研究所の活動にも大いに影響したが、法人トップならびに管理部門は、感染症対策に関する基本的なガイドライン情報を適宜アップデートしつつ全職員に発信したほか、テレワーク、Web会議の普及・実践を積極的に推し進め、研究所の一般公開やセミナーなどの各種イベントもオンライン開催という形態で多数開催した。また、全職員の健康状態をモニタリングしてその結果を定期的に報告するなどの措置を継続したほか、研究リーダーを中心とした研究室単位の感染症対策の徹底を進めた。その結果、本研究所における全事業所の研究活動が安全に継続できていることを昨年度に引き続き確認した。
3. 令和4年度に実施される健栄研の健都への移転については、移転先施設となる健都イノベーションパークアライアンス棟が令和3年度に竣工し、入居に向けた手続きが進められていることを確認した。今後は、移転計画に伴う財源及び人的資源等の課題や情報を関係者で十分に共有し、法人全体の問題として、移転に向けたスケジュールのもとでそれぞれの作業を着実に進める必要がある。同時に、地元自治体等との連携を進め、移転を機に健栄研の活動がさらに充実するよう取り組みを進めていただきたい。また、本年度は、就業規則が改正されて基盤研と健栄研の職員の労働条件の統一化が図られたが、今後は、移転を踏まえて健栄研職員の労働条件・研究環境等がこれまでと同様に安定かつ充実したものになることを望みたい。
4. 医薬品等の研究開発を行う民間企業に委託方式や出資により開発資金を提供した事業を当研究所が引き継いだ、特例業務及び承継業務については、研究成果の早期実用化に向けたフォローアップを行い、その取組状況等をホームページで公表するとともに、隨時当研究所内で情報共有したことを確認した。
また、開発振興業務である希少疾病用医薬品や特定用途医薬品等の研究開発を振興するための助成金を交付するとともに、相談会の開催など指導・助言等が行われ、希少疾病用医薬品等開発振興事業で支援している希少疾病用医薬品3件が販売承認を取得したことを確認した。
5. 本研究所の運営財源の確保については様々な取り組みが行われ、令和4年度は令和3年度を上回る運営費交付金が確保されたことを確認した。令和4年度は、新しい中長期計画の開始時期であることから、将来の研究構想、施設・設備の維持管理・改修計画等を踏まえて主管官庁等とも十分協議を行い、さらなる財源確保を目指してもらいたい。同時に、運営財源の有効活用の観点から新たな7年間の中長期計画における予算の年度計画と執行状況の情報共有及びフォローアップが可能となるよう、当研究所での具体的な取り組みを進めていただきたい。

6. 本年度は新たな中長期計画の開始に向け、本研究所内における組織体制の再編が進められ、令和4年度には研究体制の再編や新たに研究支援部が設置されることを確認した。今後は、本研究所が一体となり、研究活動がより一層円滑に進められるようとする観点から、所内での情報共有を確実に進め、令和4年度内にさらなる組織の再編、各部署の役割の明確化、事務効率化等の具体的な取り組みを着実に進めていただきたい。
7. 長年の懸案であった各種事務のシステム化については、令和2年度に会計、人事給与及び就労管理システムが導入され、本年度には給与明細等の電子交付システムが導入された。また、導入後における職員からの要望等についても、大部分が解決されており、新システムの導入は一定の成果を得たものと認められる。しかし、職員からの要望については未解決のものもあるため、引き続き対応をお願いしたい。
なお、事務運営に当たっては、システムによる処理手続き以外に人為的な事務手続きも多く残されている。いずれも法人の研究目的を達成するためのものであり、手続き自体が目的化することのないように関係者間で情報を共有し、お互いに理解しあうことが重要である。
新システムの効率的運用とともに、部門内、部門間における業務上のコミュニケーションについても更なる向上をお願いしたい。さらには、他の研究開発法人との事務運営に係る好事例を入手することも考えていただきたい。
8. 本年度も昨年度に引き続き、研究者対象の実務規則等を周知する「総合教育訓練」を実施したほか、職員全員を対象とする「メンタルヘルス研修」、「マインドフルネス研修」、「コンプライアンス研修」、「デザイン思考セミナー」、「情報セキュリティ研修」、「研究倫理研修」が実施されたことを確認した。なお、「研究倫理研修」については、研究倫理審査事務局が中心となり、共同研究先との情報共有を継続して図っているほか、総合教育訓練時において再発防止のための指針教育を継続して実施したことを見認めた。また、基盤研と健栄研間をWeb会議で結び、各所内研究発表会を毎月開催し、研究内容の相互理解、情報共有を継続実施したことを確認した。
9. 本年度は医薬基盤・健康・栄養研究所本所（大阪府茨木市彩都）の大規模災害発生時における業務継続計画を策定して、非常時参集チームの構成及び行動マニュアルが定められたことを確認した。今後はこの計画に沿った対応が迅速にできるような取り組みを進めるとともに、健栄研が移転する健都イノベーションパークアライアンス棟や本所以外の支所も含めた災害時の計画として速やかに拡充させることが必要である。
今回の新型コロナウイルス感染症対策として昨年度に導入されテレワークや業務時間帯のシフト制等の働き方施策は、本年度も引き続き推進されたことを確認した。
本件に関連しては、次の緊急時に備えるためにも、今後も引き続き通信環境、利用環境の充実と情報セキュリティ対策への対応を十分に考慮しながら改善を進めていただきたい。

10. 会計監査人からの指摘された事項については適切な対応をお願いしたい。また、当年度においても監事、会計監査人および内部監査担当部署が連携し、各監査の役割を明確にしてその実効性を高めていく必要がある。
11. 本研究所にとって第2期となる新中長期計画が開始される令和4年度は「新たな創業期」とも言うべき重要な時期であり、ガバナンスの在り方を議論し、理事長をトップとしたガバナンスが有効に機能し、今後の7年間を踏まえた戦略的な研究構想、財務計画、職員採用計画等を作成してそれを着実に実行に移していくことが必要である。

また、令和4年度以降の本研究所における新たな研究プロジェクトや事業等に備え、研究活動の充実はもとより、広報活動の幅を広げて戦略的な情報発信を行うとともに、情報セキュリティ、研究倫理、個人情報保護等研究を取り巻く環境についてもより一層の高度化を図り、国民から信頼される法人として活動していくことが重要である。

新しい計画、新しい体制のもとで、本研究所が国民からの期待に応えてさらに発展できるよう、当研究所一体となった取り組みを強力に進めていくことを望みたい。

令和4年6月30日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

監事 岩井伸太郎

監事 武見ゆかり



独立監査人の監査報告書

令和 4 年 6 月 20 日

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村祐輔 殿

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 繁 和 雅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米 昌 弘
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各勘定及び法人単位の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。国立研究開発法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上